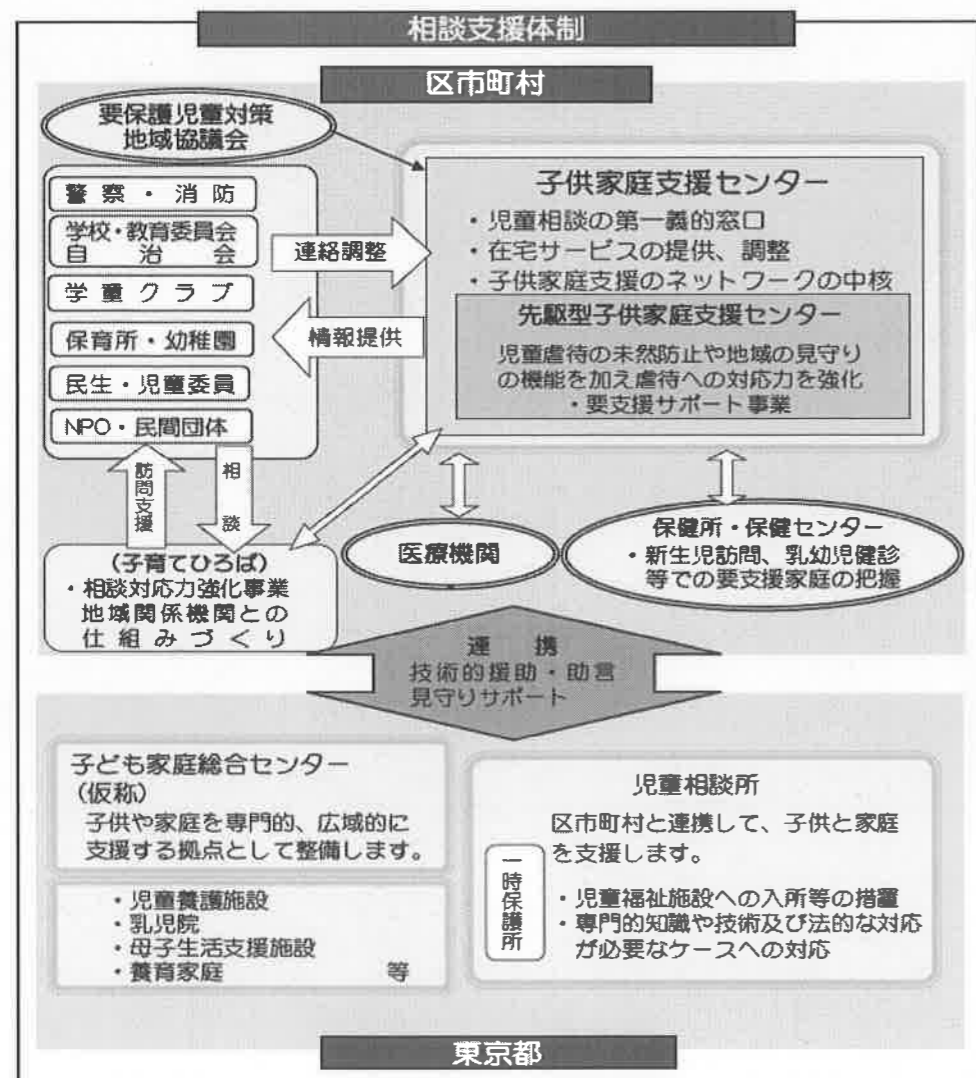


目標 1 項目① 子育て家庭を地域で支える仕組みとサービスの充実

○取組の背景・課題：地域における相談窓口等として、子供家庭支援センター等の整備が進められており、前期計画の目標値をほぼ達成しているが、引き続き、利用者のニーズを捉えながら整備と機能拡充を進める必要がある。また、緊急時や親の休養のために、子供の一時預かり等の子育て支援サービスを利用したいというニーズも増している。

○取組概要：子育てひろばや子供家庭支援センター、保健所・保健センター、児童相談所等、地域の関係機関の一層の連携を図るとともに、すべての子育て家庭に対して、身近な地域での相談事業から、総合的な子育て支援体制を整える区市町村の取組を支援する。また、一時預かり等の各種子育て支援サービスについて、都民の多様なニーズを踏まえ必要なサービスの質・量を検討の上、拡充を図っていく。

(1) 子育てに関する相談支援体制の充実



(2) 地域における子育て支援サービスの充実

○地域における子育て支援サービスの充実としては、地域子育て支援拠点事業（子育てひろば）や子育て短期支援事業（ショートステイ）を整備する区市町村の支援や、地域の保育需要に対応するため、保育所等で児童を一時的に預かる環境の整備等を実施している。

■主な事業の実施状況

子供家庭支援センター事業

○地域の子供と家庭を支援するため、区市町村における第一義的な相談窓口、在宅サービスの提供・調整機関、関係機関や団体のコーディネート機関として、子育て支援ネットワークの核となる子供家庭支援センターを全区市町村に設置する。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
子供家庭支援センター事業	58区市町村 (23区26市5町4村)	59区市町村 (23区26市5町5村)	59区市町村 (23区26市5町5村)	60区市町村 (23区26市5町6村)

親の子育て力向上支援事業 <子供家庭支援区市町村包括補助事業>

○子育てに不安を持つ親に対し、グループワークを通し子育てスキルの向上や仲間作りを促進し、育児不安の解消を図る取組を支援する。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
親の子育て力向上支援事業	20区市(12区8市)	23区市(13区10市)	25区市(13区12市)	25区市(12区13市)

電話相談「母と子の健康相談室」(小児救急相談)

○妊娠中の生活や育児など母子の健康相談や子供の急病等に関する電話相談を、保健師、助産師、必要に応じて小児科医師が実施し、親の不安の軽減を図る。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
相談受理件数	30,224件	30,868件	29,400件	28,824件

地域における子育て支援サービスの充実

事業名及び概要	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん) [26年度目標: 62区市町村] ○生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う。	48区市町村	48区市町村	52区市町村	54区市町村
地域子育て支援拠点事業(子育てひろば) [26年度目標: 879か所] ○公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談等を実施する。	施設数 688か所	735か所	771か所	798か所
ファミリー・サポート・センター事業 [26年度目標: 提供会員数13,500人] ○仕事と家庭の両立や子を持つ全ての家庭の子育てを支援するため、地域の会員同士で育児の援助を行う。	47区市町 13,299人 (提供会員数)	47区市町 13,012人	47区市町 13,446人	47区市町 13,496人
一時預かり事業 [26年度目標: 40万人] ○家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、主として昼間において、保育所その他の場所において、一時的に預かる。	365,638人 ※年間延べ利用 児童数	375,958人	423,948人	454,285人
養育支援訪問事業 [26年度目標: 62区市町村] ○養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援を行う(相談支援、育児・家事援助など)。	47区市町	49区市町	50区市町	52区市町
子育て短期支援事業(ショートステイ事業) [26年度目標: 62区市町村] ○保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設などにおいて養育・保護を行う。	42区市町	45区市町	47区市町	51区市町

目標1 項目② 安心できる小児・母子医療体制の整備

○取組の背景・課題：安全・安心な小児医療・周産期医療への期待は大きい一方、深刻な医師不足等の状況を踏まえ、小児科・産科医師の人材確保策、専門的知識の向上・支援等に、前期計画に引き続き、重要課題として取り組む必要がある。

○取組概要：小児の特性を踏まえ、リスクに応じた適切な医療を受けられる体制としてのこども救命センターの創設や、ハイリスクの妊婦や高度医療が必要な新生児等に適切な医療を提供する周産期母子医療センターの整備、増加傾向にある低出生体重児の医療に対応するNICU（新生児集中治療管理室）の増床等、限られた医療資源を最大限に活用しながら、小児・周産期医療体制を強化する。

小児救急医療体制の強化

○こども救命センターの創設

- ◆ 重篤な小児救急患者を迅速に受け入れ、外科・内科を問わず小児特有の症状に対応した高度な救命治療を行う「こども救命センター」を設置
- ◆ 医療連携の拠点として、円滑な転院搬送のための施設間調整を行うとともに、地域の医療機関をサポートする臨床教育・研修等を実施

○小児医療ネットワークの構築

- ◆ 小児救急医療対策協議会を立ち上げ、医療資源を有効に活用した小児医療提供体制のあり方を検討するとともに、遠隔画像診断や空床情報の共有化などを行うモデル事業を実施し、初期救急から三次救急までの連携体制の強化を図る



周産期医療体制の強化

○NICUを320床に増床

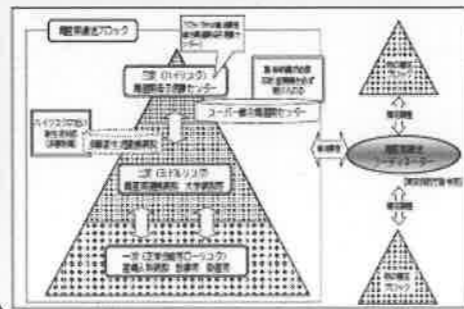
- ◆ ハイリスク妊婦や高度医療が必要な新生児等に対する医療を提供する周産期母子医療センターを整備するとともに、増加傾向にある低出生体重児の医療に対応するため、平成26年度末を目標にNICUを320床に増床

○スーパー総合周産期センターの整備

- ◆ 緊急に母体救命処置が必要な妊産婦を必ず受け入れる「スーパー総合周産期センター」を、区部3か所に加え、新たに多摩地域に設置

○周産期医療ネットワークグループの構築

- ◆ 一次から三次までの医療機関の機能分担と相互の連携により、身近な地域でリスクに応じた周産期医療が提供される体制を構築



医師確保対策の推進

○小児救急医療を担う人材の確保・育成

- ◆ 大学の医学部と連携し、小児科医療資源の少ない圏域にある医療機関に対して、医師を派遣
- ◆ 都内の小児救急を担う救急医療機関に勤務する小児科医等を対象に、小児救急医療に関する専門的な研修を実施

○医師の勤務環境改善や復職支援

○医師奨学金制度の充実

- ◆ 小児、周産期医療等に従事する医師を確保するため、これら医療に従事する意思のある学生を対象に奨学金を貸与

■主な事業の実施状況

小児救急医療体制の充実（初期・二次救急）

○子どもの急病に対応するため、区市町村が地域の小児科医の協力を得て実施する「小児初期救急平日夜間診療事業」に対して積極的な支援を行う。入院を必要とする小児の救急患者に対応する二次救急医療については、小児科の「休日・全夜間診療事業」を引き続き実施し、原則、固定・通年制で常時小児科医師による対応が可能な体制を確保する。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
小児救急医療体制の充実<初期救急>	31区市(18区13市)	32区市(18区14市)	32区市(18区14市)	32区市(18区14市)
小児救急医療体制の充実<二次救急>	69床(46施設)	71床(46施設)	72床(47施設)	76床(50施設)

休日・全夜間診療事業（小児・専任看護師配置）

○休日・全夜間診療事業（小児）を行う医療機関において、緊急性の高い患者の命を守るため、救急医療の要否や診療の順番を判断する「トリアージ」の実施を支援し、迅速に適切な治療につなげる体制を整備する。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
休日・全夜間診療事業（小児・専任看護師配置）	1施設	3施設	6施設	7施設

救急専門医等養成事業（小児）

○小児救急患者に対し、よりの確で迅速な救命処置を行うことのできる人材を育成するため、小児救急医療を担う救急医療機関に勤務する小児科医等を対象に、小児救急医療に関する専門的な研修（PALS研修）を行う。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
救急専門医等養成事業(小児)	24名	236名	239名	254名

26年度目標：NICU 320床

周産期医療システムの整備

○出産前後の母体・胎児や新生児に対する高度な医療に対応できる周産期母子医療センターなどの整備を進めるとともに、総合的な周産期医療体制の確立を図る。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
NICU(新生児集中治療管理室)病床数	222床	264床	282床	291床
総合周産期母子医療センター	10所	11所(新規1所)	12所(新規1所)	13所(新規1所)
地域周産期母子医療センター	11所	12所(新規1所)	12所	11所

26年度目標：4か所(22年度)

母体救命対応総合周産期母子医療センターの設置

○救命救急センターと総合周産期母子医療センターの密接な連携により、緊急に母体救命処置が必要な妊産婦を必ず受け入れる「母体救命対応総合周産期母子医療センター」（いわゆる「スーパー総合周産期センター」）を指定し、母体が迅速に救命処置を受けられる体制を確保することにより、都民が安心して妊娠・出産できる環境を整備する。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
母体救命対応総合周産期母子医療センターの設置	3施設	4施設	4施設	4施設

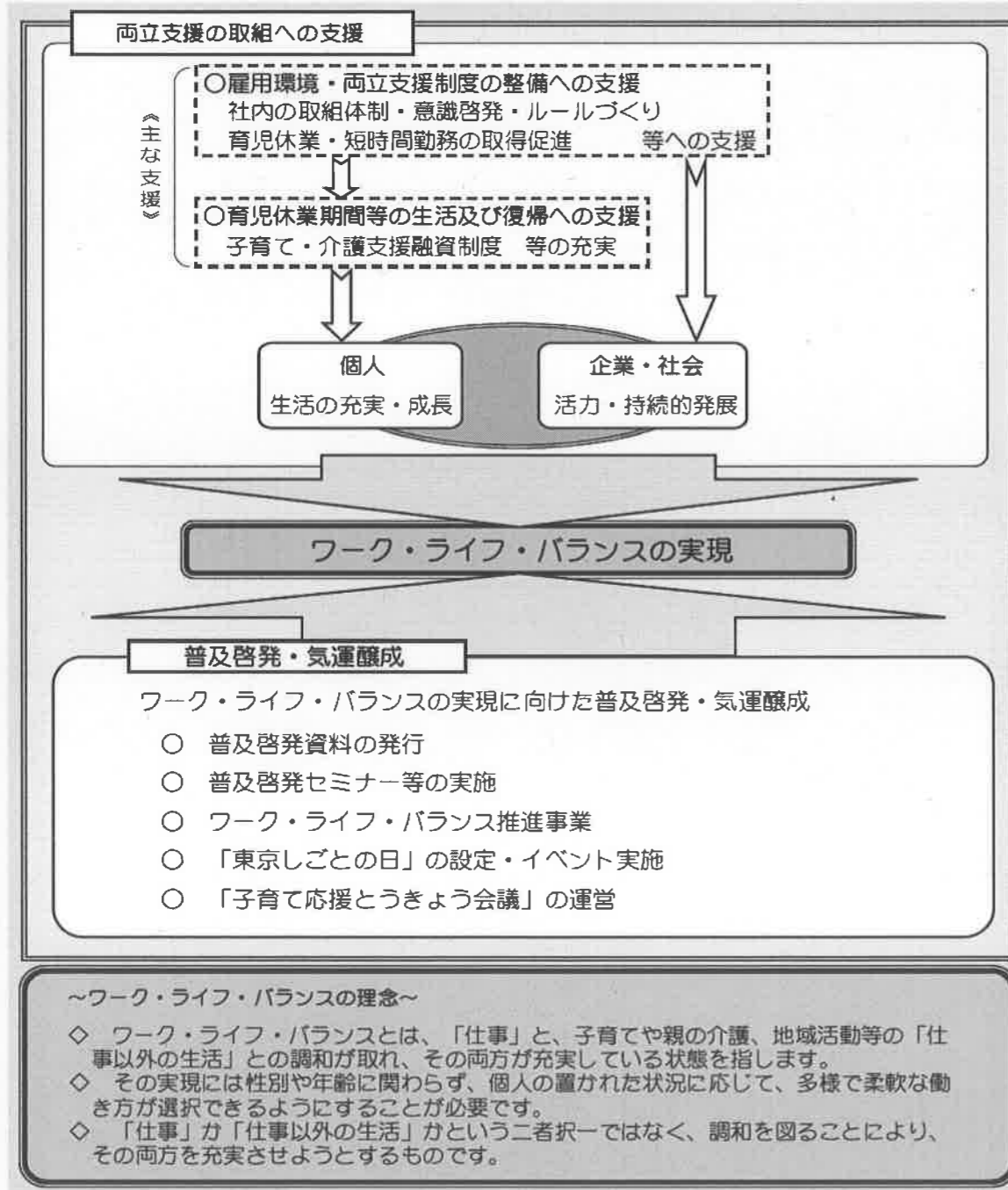
保健医療情報サービスの提供（小児医療・子育て情報）

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
TOKYO子育て情報サービス	乳幼児の事故防止や育児不安、急病児の対応等に関する情報提供	音声 12,034件 FAX 2,870件	9,214件 1,631件	7,337件 1,233件	5,708件 704件
	子供の病気やケガの対処法及び子育て情報の提供	HPアクセス 73,464件	66,805件	57,975件	52,844件
東京都医療機関案内サービス「ひまわり」	都内医療機関の情報提供	案内件数 1,360,568件	1,230,285件	1,251,662件	1,269,615件

目標2 項目① 家庭生活との調和が取れた職場づくりの推進

○取組の背景・課題：育児休業の取得促進だけでなく、休業中の職場に関する情報提供等が求められているが、取組状況は企業ごとに差が生じており、両立支援の取組に対する支援が必要である。また、夫婦の家事・育児分担において、男性の分担度合いが低く、女性に大きく偏っているのが現状であり、これから親になる世代も含めて幅広い対象への啓発や、雇用者である企業への理解を求めていくこと等、普及啓発の推進が必要である。

○取組概要：出産・子育てか就労継続かの二者択一を迫られることなく、各々の意思で子育てや就業を継続できる社会、男女ともに仕事だけでなく子育て等を含めた家庭生活全般に充分なゆとりの持てる社会実現のため、ワーク・ライフ・バランス実現に向け、企業等への支援を進めていく。



■主な事業の実施状況

東京次世代育成企業支援事業（登録制度）

○次世代育成に積極的に取り組む企業等を「とうきょう次世代育成サポート企業」として登録し、両立支援アドバイザーによる助言・相談を実施する。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
とうきょう次世代育成サポート企業登録件数	1,055社(計1,926社)	809社(計2,735社)	510社(計3,245社)	80社(計3,325社)
両立支援アドバイザー	2人配置	2人配置	2人配置	2人配置

中小企業両立支援推進助成金

○とうきょう次世代育成サポート企業に登録した中小企業に対して両立支援策の導入等に係る経費を助成（両立支援責任者の設置、研修等の意識啓発、社内ルールづくり、育児休業取得者の代替要員等に係る経費等）する。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
<社内の両立支援の整備等>申請受付件数	・両立支援推進責任者設置 503件 ※両立支援推進責任者への研修 596人 ・社内の意識啓発等 169件 ・社内ルールづくり 255件	・両立支援推進責任者設置 509件 ※両立支援推進責任者への研修 590人 ・社内の意識啓発等 148件 ・社内ルールづくり 216件	・両立支援推進責任者設置 515件 ※両立支援推進責任者への研修 611人 ・社内の意識啓発等 131件 ・社内ルールづくり 199件	・社内の意識啓発等 17件 ・社内ルールづくり 54件 ※両立支援責任者の設置については、平成23年度で終了。
<育児休業取得者の代替社員の雇用等>申請受付件数	・育児休業応援 26件	・育児休業応援 49件 ・育児短時間勤務制度利用促進 51件	・育児休業応援 42件 ・育児短時間勤務制度利用促進 50件	・育児休業応援 71件 ・育児短時間勤務制度利用促進 60件

いきいき職場推進事業

○仕事と生活を両立しながら、いきいきと働き続けられる職場の実現に向け優れた取組を実施している中小企業を、有識者（学識経験者、労使団体等）からなる審査会で審査し、都が「東京ワークライフバランス認定企業」として認定する。また、働き方の見直しについて社会的機運の醸成を図るため、関係機関の協力を得て「ワークライフバランスフェスタ東京」を開催し、認定企業の取組やノウハウを公開するとともに、参加企業等の交流の場を設け、中小企業の雇用環境整備の促進を図る。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
東京ワークライフバランス認定企業	4部門10社	4部門10社	4部門12社	4部門10社
ワークライフバランスフェスタ東京	平成22年2月9日開催	平成23年2月2日開催	平成24年2月3日開催	平成25年2月7日開催

働き方の改革「東京モデル」事業

○グループ企業や取引先等の働き方も一体で改革する先駆的なプロジェクトを支援し、その取組を「東京モデル」として発信していくことにより、企業におけるワークライフバランスを推進する。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
働き方の改革「東京モデル」事業	—	6プロジェクトを選定 先行4プロジェクトの支援・取組内容公表	6プロジェクトの支援・取組内容公表	6プロジェクトの支援・取組内容公表

ワーク・ライフ・バランス推進事業

○仕事と生活の調和を進める方策を具体的に示す実践プログラムを普及するとともにプログラムを活用した企業の取組を広く紹介し、ワーク・ライフ・バランスを推進する。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
ワーク・ライフ・バランス実践プログラム	増刷(5,000部)	配付・活用	配付・活用	改定
Webサイト「TOKYOワーク・ライフ・バランス」	開設・運営	運営	運営	運営
その他	企業との意見交換会の開催 2回(延べ20社)	企業との意見交換会の開催 3回(延べ38社・団体)	—	—

目標2 項目② 都市型保育サービスの充実 その1

○取組の背景・課題：待機児童の解消に向けて、多様な保育サービスを組み合わせ、前期計画の目標値以上に保育サービスの整備を進めてきたが、就学前児童人口の増加等により、平成20年から2年連続して待機児童数が増加し、保育サービスの拡充が課題となっている。ただし、保育サービスの拡充に当たっては、保育施設の設置数の増加や多様な事業主体の参入を促すとともに、質の確保された保育サービスの提供が必要である。

○取組概要：潜在的なニーズを踏まえた目標事業量を設定し、待機児童の解消に向けて、保育サービスの量的拡大を図るとともに、質の確保にも努めていく。

保育サービスの量的拡充

- 認可保育所、認証保育所、認定こども園、家庭福祉員など、多様なサービスを組み合わせ、待機児童解消に向けた取組をさらに加速
- 保育の実施主体である区市町村や事業者への支援を強化
- 都型学童クラブの創設により、開所時間の延長などサービスを拡充

保育サービス利用児童数
185,475人(21年4月)

※5年間で35,000人増
228,500人(27年4月)

学童クラブ登録児童数
84,032人(21年5月)

※5年間で20,000人増
104,000人(26年5月)

保育サービスの質の向上

- 事業者に対する指導検査・監督
- 認証保育所施設長、家庭福祉員、認可外保育施設職員に対する研修
- 保育士有資格者の再就業支援による人材確保

地域における子育て支援

- 保育所や子育てひろば等を地域の子育て支援拠点とし、地域の子育て力向上への取組を支援
- 一時預かり等を行う子育てひろばの設置を促進

次世代育成支援のための新たな制度構築に向けて

- 国は包括的な次世代育成支援のための新たな制度体系を検討中（「保育に欠ける」という利用条件の見直し、直接契約制度の導入、指定制度の導入により基準を満たす認可外保育施設にも運営費を補助など）
- 利用者本位のサービスを提供するため、「保育所制度の抜本的改革」の早期実現を国に働きかける

すべての子育て家庭への支援を強化する

■主な事業の実施状況

26年度目標：利用児童数 228,500人
※計画期間内に35,000人増

通常保育事業（認可保育所・認証保育所・認定こども園・家庭的保育事業など）

- 待機児童の解消はもちろんのこと、都民の多様な保育ニーズに応えるため、区市町村が認可保育所、認証保育所、認定こども園、家庭的保育などのサービスを組み合わせる保育サービス供給体制の整備を支援していく。
- 認可保育所…児童福祉法に定める保育に欠ける就学前児童のための保育施設
- 認証保育所…東京の保育ニーズに対応するため、大都市の特性に着目した都独自の基準により設置・運営する保育施設
- 認定こども園…就学前の子供を、保護者の就労の有無に関わらず受け入れ、幼児教育と保育の一体的提供と地域における子育て支援を行う施設
- 家庭的保育事業…保育士などの資格を持つ保育経験者で、区市町村長が認定する者が、自宅等で提供する少人数の乳幼児（0～2歳児）保育

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
通常保育事業（認可保育所・認証保育所・認定こども園・家庭的保育事業など）	保育サービスの利用児童数 193,532人(平成22年4月1日現在)	保育サービスの利用児童数 202,422人(平成23年4月1日現在)	保育サービスの利用児童数 212,641人(平成24年4月1日現在)	保育サービスの利用児童数 223,334人(平成25年4月1日現在)

保育人材確保事業

- 離職保育士等の有資格者に対して、再就職支援研修・就職相談会を一体的に実施することにより、保育人材の確保を図る。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
保育人材確保事業	○年4回実施(世田谷区・八王子市・町田市・足立区) 研修会等参加者数 457名 ○コーディネーター 2名配置	○年5回実施(立川市・板橋区・府中市・江東区・新宿区) 研修等参加者数 682名 ○コーディネーター 2名配置	○年6回実施(武蔵野市・大田区・町田市・練馬区・八王子市・足立区) 研修等参加者数 479名 ○コーディネーター 3名配置 ○保育士就職支援セミナー(10回)参加者数 172名	○年6回実施(中野区・足立区・町田市・立川市・板橋区・狛江市) 研修等参加者数 594名 ○コーディネーター 3名配置 ○保育士就職支援セミナー(10回)参加者数 194名

26年度目標：利用児童数 104,000人
※計画期間内に20,000人増

学童クラブ運営費補助事業

- 就業などにより、保護者が昼間いない小学生の健全な育成を図るために、区市町村が実施する、又は区市町村が運営費を補助する、学童クラブ事業（放課後児童健全育成事業）の供給体制の整備を支援していく。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
学童クラブ登録児童数	84,095人(平成22年5月1日現在)	84,627人(平成23年5月1日現在)	84,992人(平成24年5月1日現在)	86,835人(平成25年5月1日現在)

学童クラブの設置促進

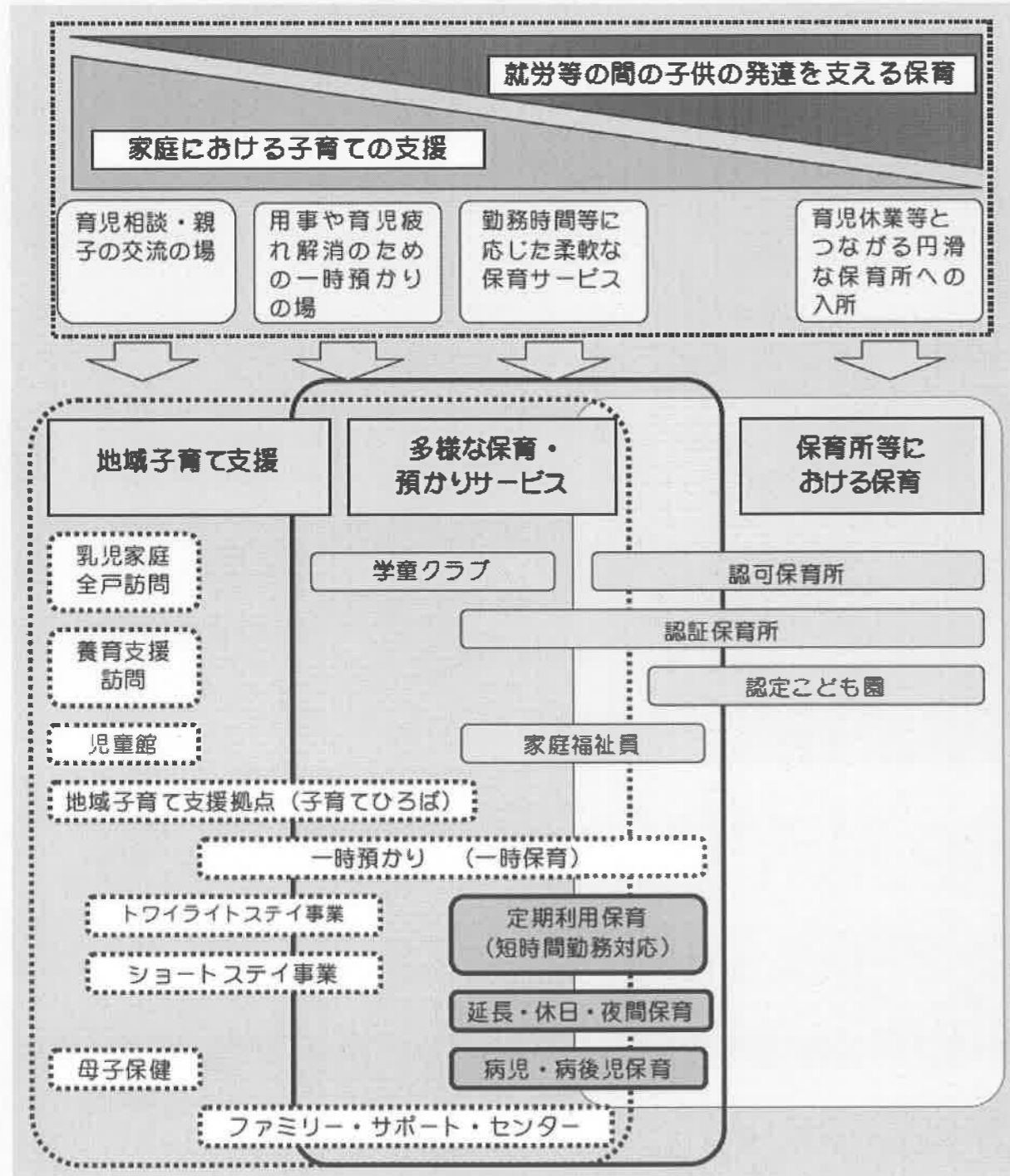
- 既存施設を活用して、学童クラブ事業のための改修を行う事業者に対する補助や、施設を新規に設置して、学童クラブ事業を行う事業者に対する補助を実施することで、設置を促進する。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
学童クラブ設置数	1,676か所(平成22年5月1日現在)	1,701か所(平成23年5月1日現在)	1,717か所(平成24年5月1日現在)	1,737か所(平成25年5月1日現在)

目標2 項目② 都市型保育サービスの充実 その2

○取組の背景・課題：ライフスタイルや就業形態の多様化等により、家庭や地域の子育て力が低下し、保育サービスは保育を必要とするすべての子育て家庭に必要な普遍的サービスとなっている。また、保育サービス及び子育て支援へのニーズは多岐にわたっているものの、在宅で子育てを行う家庭に対する支援が不足していることに加え、認可保育所制度は画一的な制度となっており、地域の実情に応じた効果的な保育サービスの整備、多様なサービスが求められている。

○取組概要：都民の多様なライフスタイルや働き方を支えるため、パートタイム労働者向けのサービスや緊急時・育児疲れ等に対応するサービスの拡充を進め、保育を必要とする人が必要に応じてサービスを利用できるように区市町村の取組を支援する。



■主な事業の実施状況

延長保育事業

○保護者の就労の多様化、長い通勤時間等に伴う保育ニーズに対応するため、11時間の開所時間の前後において延長保育を行う区市町村を支援し、延長保育の充実を図る。

26年度目標：都内全認可保育所で実施（うち2時間以上延長3割）※島しょ部除く

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度 ※速報値
延長保育実施率	81.4%	83.2%	85.4%	87.9%
うち2時間以上延長	19.2% * 島しょ部を除く	20.2% * 島しょ部を除く	18.7% * 島しょ部を除く	24.3% * 島しょ部を除く

夜間保育事業

○保護者の就労等の事情により、夜間（おおよそ午後10時まで）のニーズに対応するため、夜間保育に取り組み区市町村を支援する。

26年度目標：午後10時までの開所64か所

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
合計	55か所	58か所	59か所	61か所
延長保育事業（午後10時までの開所）	32か所	33か所	33か所	34か所
夜間保育所	2か所	2か所	2か所	3か所
トワイライトステイ事業	21か所	23か所	25か所	24か所

休日保育事業

○保護者の就労形態が多様化している中で、日曜日、国民の祝日等（以下「休日等」という。）においても保育に欠ける児童に対する保育の実施が求められているため、休日等に保育所等で児童を保育することで、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図る。

26年度目標：100か所

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
休日保育事業	52か所	58か所	57か所	62か所

病児・病後児保育事業の充実

○病気の回復期等において、集団保育が困難な保育所在籍児童等を、保護者の勤務の都合等により家庭で育児ができない場合に、保育所や病院等の専用スペース等において一時的に預かり保育を行う区市町村を支援し、病後児保育を充実する。

26年度目標：140か所

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
病児・病後児保育事業の充実	93か所	103か所	109か所	117か所

事業所内保育施設支援事業

○事業所内保育施設の運営費等の補助により企業の次世代育成に関する取組を支援する。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
事業所内保育施設	56事業所の利用 （27施設の開設）	67事業所の利用 （35施設の開設）	86事業所の利用 （44施設の開設）	102事業所の利用 （55施設の開設）

26年度目標：40万人

定期利用保育事業 ※パートタイム労働者等向け保育サービスの拡充

○認可保育所に加え、認証保育所や家庭的保育事業等を活用し、パートタイム労働者等にも利用しやすい都独自の定期利用保育事業を創設する。

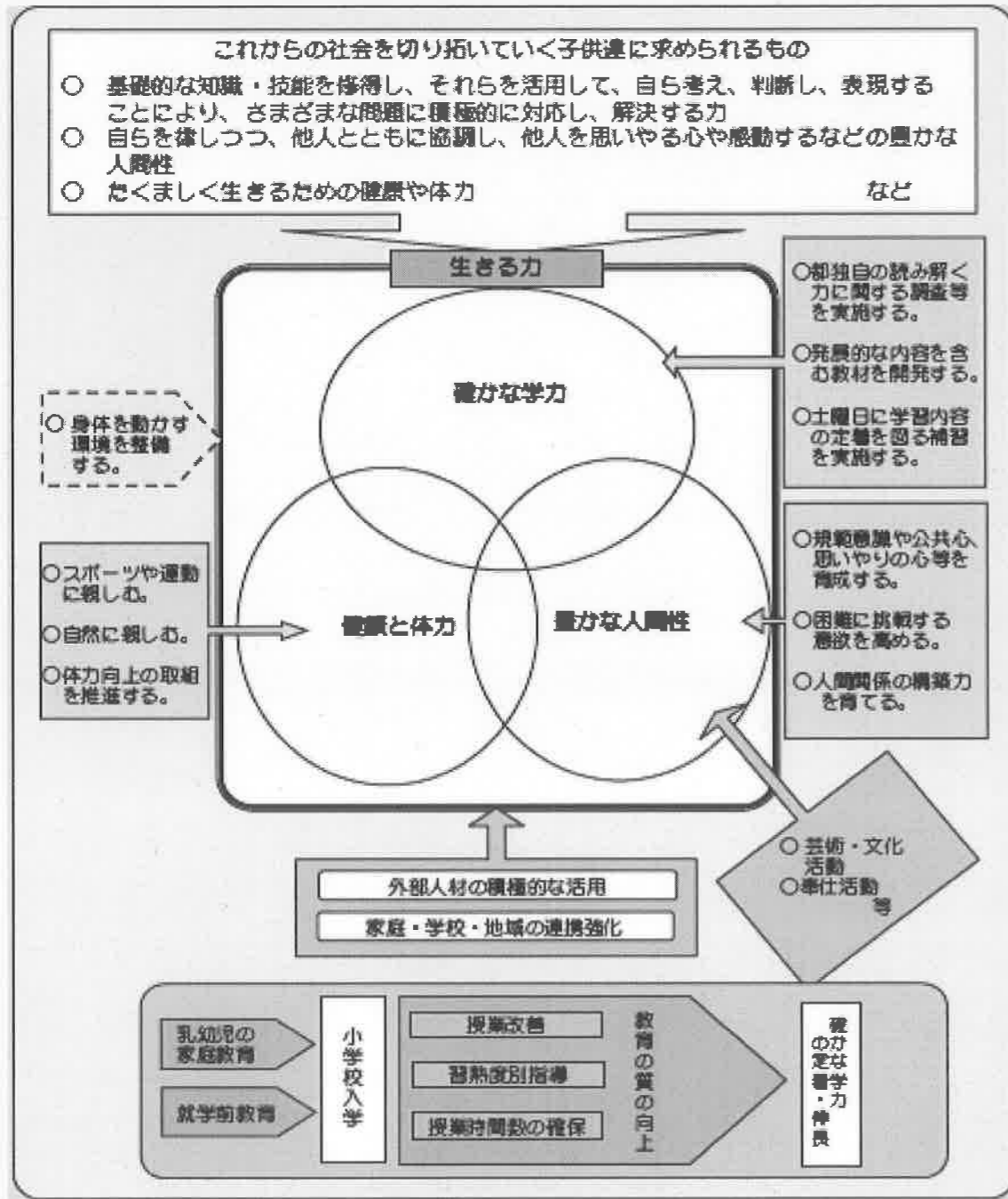
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
定期利用保育事業 ※パートタイム労働者等向け保育サービスの拡充	-	年間延べ利用児童数 14,762人 ○定期利用保育事業 4,440人 ○特定保育事業 10,322人	年間延べ利用児童数 73,742人 ○定期利用保育事業 63,270人 ○特定保育事業 10,472人	年間延べ利用児童数 161,405人 ○定期利用保育事業 151,546人 ○特定保育事業 9,859人

目標3 項目① 子供の生きる力をはぐくむ環境の整備

■主な事業の実施状況

○取組の背景・課題：子供の教育に対する家庭の役割の大切さについて保護者の理解を促し、家庭で子供達に基本的な生活習慣を身に付けさせること等が必要である。また、幼稚園・保育所と小学校との連続性を踏まえた就学前教育の充実も重要である。加えて、平成21年度全国学力・学習状況調査の結果によると、東京都の小学生は全国でも上位に位置しているが、今後のさらなる「確かな学力の定着」に向けた取組や、豊かな人間性や社会性、健康な心をはぐくむ機会の提供も必要である。

○取組概要：変化の激しいこれからの社会を生きる子供達に求められるものは、「確かな学力」・「豊かな人間性」・「健康と体力」の3つの要素からなる「生きる力」であり、その育成のための環境を整えていく。



総合的な子供の基礎体力向上方策の推進

○「子供の体力向上推進本部」の設置により、社会総がかりで行う子供の体力向上の方向性を示し、総合的な子供の基礎体力向上方策を推進する。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
子供の体力向上推進本部会議	設置及び年3回実施	設置及び年3回実施	設置及び年1回実施	設置及び年1回実施
東京都児童・生徒の体力テスト調査	小学校54校(20,630人)中学校56校(19,791人)高等学校29校(18,140人)における抽出調査の実施、調査報告書の作成・配布	小学校832校(56,125人)、中学校387校(41,922人)実施報告書の作成・配布	全公立学校対象2,211校(908,623人)における実施報告書の作成・配布	全公立学校対象 2,226校(913,713人)における実施報告書の作成・配布
中学生「東京駅伝」大会	平成22年3月21日開催	平成23年3月21日開催	平成24年3月20日開催	平成25年3月開催

小学校との連続性を踏まえた就学前教育の充実

○保育所及び幼稚園等と小学校との円滑な接続を図るための具体的な連携の方策を明らかにした「就学前教育プログラム」と、乳幼児期から就学期までの発達や学びの連続性を踏まえた教育内容や方法を具体的に示した「就学前教育カリキュラム」を開発・提供することで、保育所及び幼稚園等における質の高い就学前教育を推進する。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
文京区と北区をモデル地域として指定。取組を進め、成果について1年次リーフレットにまとめ配布。		成果について2年次リーフレットにまとめ配布。	3年間の成果をまとめた「就学前教育プログラム及び就学前教育カリキュラム実証研究事業」(3年次報告)を作成・配布。	就学前教育カリキュラム活用ハンドブックの作成・配布。説明会の実施。
就学前教育開発委員会において研究開発。指導資料の作成・配付。説明会の実施。就学前教育プログラムを開発し、指導資料を作成・配付。説明会の実施。		就学前教育開発委員会において研究開発。指導資料の作成・配付。説明会の実施。「就学前教育カリキュラム」の作成・配布。	就学前教育開発委員会において研究開発。指導資料の作成・配付。説明会の実施。「就学前教育カリキュラム」説明会開催(2回)。就学前教育シンポジウムの開催。	就学前教育開発委員会において研究開発。指導資料の作成・配付。説明会の実施。就学前教育カリキュラム家庭用リーフレットの作成・配布。

公立学校の補習の充実

○外部指導者の活用により、小・中学校及び都立高校における土曜日の補習の一層の充実を図るため、外部指導者の報償費の補助等を行う。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
外部指導者の報償費半額補助	-	小学校9校、中学校14校	小学校13校、中学校30校	小学校4校、中学校17校
外部指導者の報償費全額支給	-	50校の予算措置に対し、38校で活用	全日制普通科高校 45校	全日制普通科高校 45校 (平成24年度で事業終了)

放課後子どもプラン（放課後子供教室）

○全ての子供を対象として、放課後や週末等に小学校等を活用して、安全・安心な子供の活動拠点（居場所）を設け、地域の人々の参画を得て、子供たちに学習、文化・スポーツ活動、地域住民との交流の機会を提供することにより、子供たちが地域社会の中で、心豊かに健やかに育まれる環境づくりを推進する。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
放課後子どもプラン(放課後子供教室)【実施区市町】	48区市町 (22区22市4町)	50区市町 (22区23市5町)	51区市町 (22区24市5町)	52区市町 (22区25市5町)
放課後子どもプラン(放課後子供教室)【教室数】	883教室	958教室	1,009教室	1,049教室

乳幼児期からの子供の教育支援プロジェクト

○子供の発達に関する科学的知見を踏まえ、乳幼児期からの子供の教育の重要性を全ての保護者に伝えるとともに、乳幼児期からの子供の教育支援の取組を地域に定着させる取組を実施する。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
地域における乳幼児期と親の社会的つながりを促す試行的取組	3地区 プログラム事例集の発行	-	-	-
地域における家庭教育支援の「担い手」養成研修の実施	4回	全都研修1回 地区別研修3か所	全都研修1回 地区別研修2か所	全都研修1回 地区別研修3か所
その他	資料・教材の作成・配付 オリジナルウェブサイト・携帯サイトの運営			

私立幼稚園に係る助成（私立幼稚園預かり保育推進補助）

○私立幼稚園における預かり保育の拡充を推進するため、補助要件を満たす預かり保育を実施する私立幼稚園に対して、その経費の一部を補助する。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
私立幼稚園預かり保育推進補助	545園	562園	583園	595園

目標3 項目② 次代を担う人づくりの推進

■主な事業の実施状況

○取組の背景・課題：自分の感情や行動をコントロールできない子供が増えており、将来に向けて社会の一員としての規範意識や公共心の育成が必要となっている。また、社会の一員としての自覚が不足したまま、あるいは事前に自分の将来について考えをめぐらせず就職してしまったため、数年で離職する若者が増えていることから、望ましい勤労観・職業観の育成を図っていく必要がある。同時に、就職や育児を含めた自らの将来設計を、現実のこととして捉える機会を与えることも重要である。更に、就職や進学もせず、社会との関係を築けず自宅以外での生活の場を失った者、また少年院等を出院し地域での生活に困難を抱える者など、社会的自立に困難を抱える若者の実態を把握し、自立支援に向けた取組を進める必要がある。

○取組概要：都立高校等における在学時からのキャリア教育の充実を図り、あわせて、若年者の雇用就業支援事業を促進する。また、積極性、自尊感情や自己肯定感、人間関係の構築力、困難に挑戦する意欲、豊かな人間性を育てるための教育を進めるとともに、社会の発展に貢献できる若者の育成を目指し、乳幼児期からの子供の教育を支援し、規範意識や公共心をはぐくむ教育を推進する。

中学生の職場体験

○中学生に社会の一員としての自覚を促し、働くこと、学ぶことの意義に気付かせるために、全公立中学校等における職場体験の実施を目標に、職場体験庁内推進会議や業界団体等による職場体験推進協議会を設置するなどして、職場体験の拡大実施を促す。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
参加学校数	623校(参加率99%)	625校(参加率98%)	624校(参加率99%)	626校(参加率99%)
参加生徒数	74,310人	77,527人	75,711人	80,804人

勤労観・職業観育成推進プラン

○生徒の勤労観、職業観を育成するために、国際ロータリーとの連携事業や、技能習得型インターンシップの実施等により、インターンシップの充実・拡大を図る。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
キャリア教育実践連絡協議会	12月開催	10月開催	10月開催	10月開催
高等学校教育開発委員会キャリア部会指導資料説明会	—	—	2月実施	2月実施
キャリア教育推進フォーラム	実施	—	—	—
技能習得型インターンシップ	実施	実施	実施	実施
国際ロータリーとの連携によるインターンシップ	実施	実施	実施	実施

26年度目標：全都立高校において保育体験活動を実施

高等学校「家庭」における保育体験活動の充実

○都立高校で、生徒が乳幼児への理解をはじめ、親になること、男女が協同して家庭を築くことなどについての理解を深めていくために、生徒が乳幼児と触れ合う保育体験活動や乳幼児の親と交流する活動を充実する。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
保育体験活動の実施校	全日制課程 112校(68%) 通信制課程 10校(17%)	全日制課程 117校(65%) 通信制課程 11校(19%)	全日制課程 118校(66%) 通信制課程 11校(19%)	全日制課程 118校(66%) 通信制課程 11校(19%)
保育体験活の生徒数	全日制課程 13,903人 通信制課程 786人	全日制課程 13,014人 通信制課程 675人	全日制課程 12,005人 通信制課程 665人	全日制課程 12,005人 通信制課程 665人
その他	子育て理解教育検討委員会を設置	子育ての現状と課題について授業研究	—	—

集計中

ひきこもり等社会参加支援事業

○ひきこもりで悩んでいる本人や家族、友人等を対象としたメール相談と電話相談等を行うとともに、NPO法人等と協働して「ひきこもり等の若年者支援プログラム」に基づく各種の支援事業を実施している。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
電話相談	新規登録者数 1,001人 相談件数 2,858件	新規登録者数 1,183人 相談件数 3,296件	新規登録者数 985人 相談件数 3,861件	新規登録者数 850人 相談件数 3,951件
インターネットメール相談	新規登録者数 423人 相談件数 1,183件	新規登録者数 421人 相談件数 1,090件	新規登録者数 341人 相談件数 1,140件	新規登録者数 349人 相談件数 1,411件
携帯メール相談	新規登録者数 147人 相談件数 445件	新規登録者数 217人 相談件数 491件	新規登録者数 148人 相談件数 632件	新規登録者数 97人 相談件数 491件
NPO法人等の登録制度	—	—	9団体	11団体

若年者の雇用就業支援事業（東京しごとセンター事業等）

○東京しごとセンターにおいて、きめ細かなカウンセリングや各種セミナー、職業紹介を行うとともに、若者と企業の出会いの場の提供等の事業を実施する。また、早期の就職促進を図るため、職業意識の啓発や、基礎的ビジネスマナー等の習得を図るための講座を実施する。さらに、社会全体で若年者の職業的自立を支えるしくみづくりを進めるため、インターンシップの受入れなどを行う若者支援サポーター企業の組織化を図る。

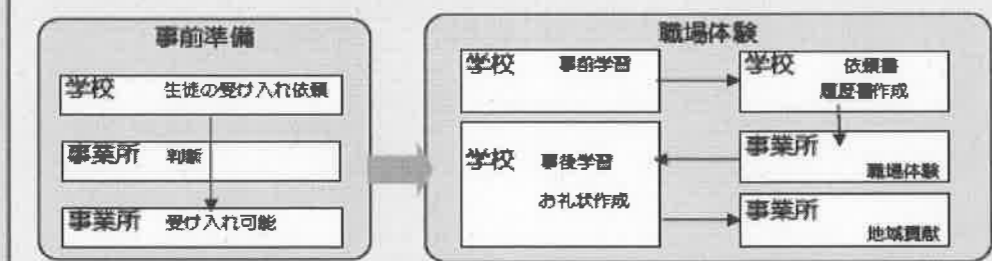
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
ヤングコーナー利用者数	新規8,537人、再来56,252人	新規9,110人、再来58,966人	新規10,632人、再来62,778人	新規10,049人、再来63,061人
就職者数	3,684人	4,184人	5,434人	5,753人
若者ジョブサポーター登録企業数	426社	461社	480社	519社

職業観・勤労観の育成

社会の一員としての自覚を高め、働くことの意義を理解する機会を設けます。

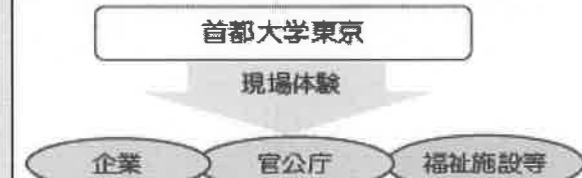
○中学生の職場体験

- 働くこと、学ぶことの意義に気づかせるために、公立中学校等における職場体験を実施しています。
- 5日間程度実際に仕事を体験し、社会性や勤労観などを身に付ける機会を提供します。



○首都大学東京の「現場体験型インターンシップ」

現場での実習から社会で働く意義を学び、社会の課題等についての認識を深めます。



○勤労観・職業観育成推進プラン

ひきこもり対策の実施

○「東京都ひきこもりサポートネット」におけるメール・電話相談のほか、東京都若者参加応援ネット「コンパス」による訪問相談や社会体験活動等の支援プログラムを通じて、若者の自立を支援する。

次代の親の育成

将来親になり、子育てをしていくことへの理解や啓発を図ります。

○高等学校教科「家庭」における保育体験活動の充実

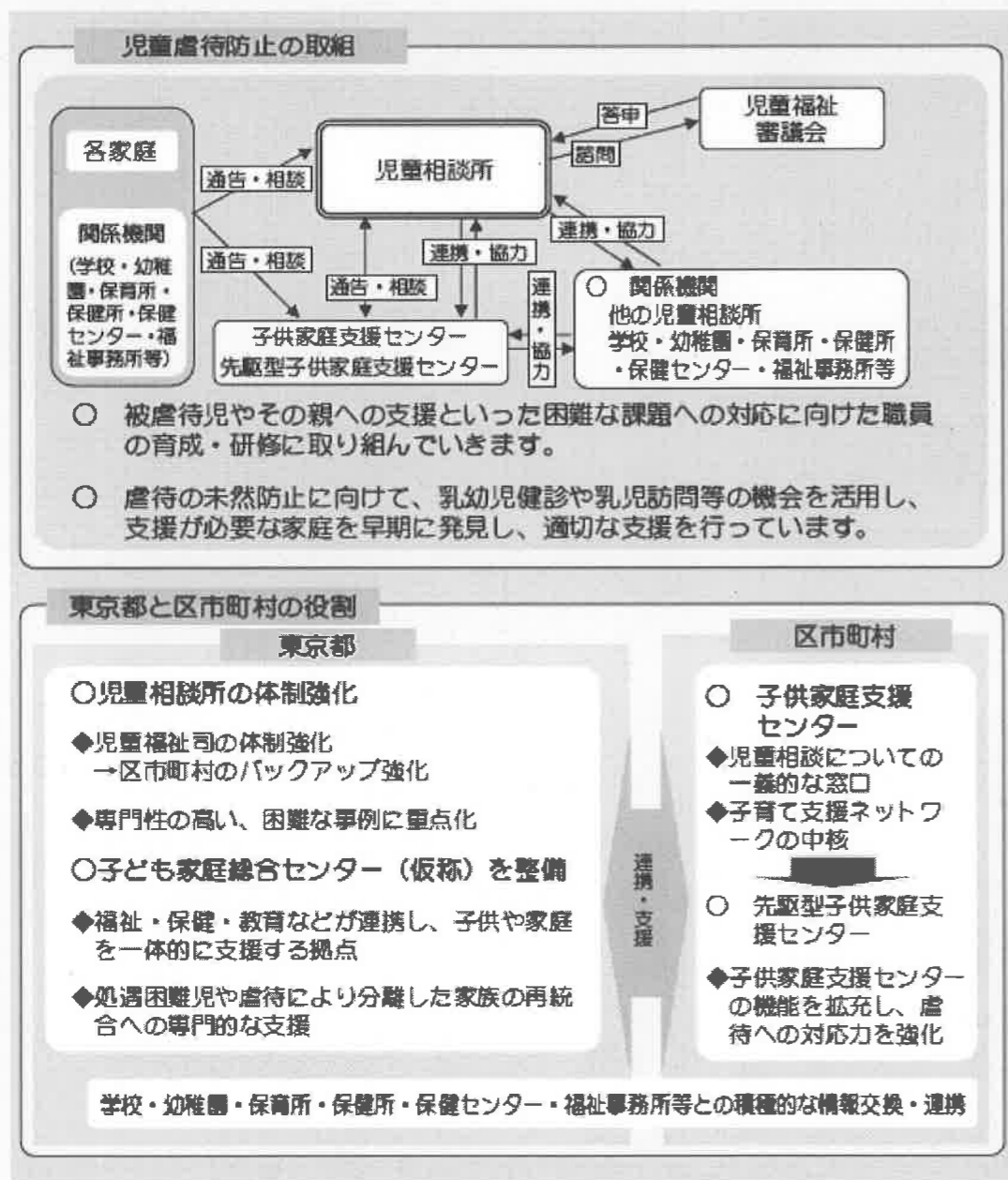
○生涯を通じた女性の健康支援事業

目標4 項目① 児童虐待防止対策の推進

○取組の背景・課題：近年、児童虐待の対応困難な事例が目立ち、早期発見と未然防止の取組強化が求められている。前記計画での重点的取組はおおむね順調に進んでいるが、要保護児童対策地域協議会の取組や内容は自治体によって様々であるのが現状である。虐待の早期発見・未然防止のため、都内全域での効果的な体制整備、住民の通告義務等に関する一層の普及啓発が必要である。また、虐待の未然防止から早期発見・対応、子供の保護、保護者支援、家族の再統合に至るまで、学校・幼稚園・保育所、子供家庭支援センター、地域子育て支援拠点（子育てひろば）、保健所・保健センター、児童相談所等の関係機関が連携し、一貫して取り組むことが求められている。

○取組概要：虐待の未然防止に向けて、乳幼児健診や乳児訪問等の機会を活用し、支援が必要な家庭を早期に発見し適切な支援を行う。また、児童相談所の体制強化を進めるとともに、被虐待児やその親への支援に対応できる職員の育成・研修に取り組んでいく。更に、国や区市町村、民間団体と連携して虐待の普及啓発「オレンジリボンキャンペーン」を実施し、都民への積極的な働きかけを行う。

- (1) 家庭支援機能等の強化
- (2) 地域の見守り体制の強化



■ 主な事業の実施状況

要支援家庭の早期発見に向けた取組

○ 母子健康手帳交付時や新生児訪問時の機会等を活用して、支援が必要な家庭の早期発見を図り、保健所・保健センターの個別指導、子供家庭支援センターで実施する在宅サービスなど、適切な支援につなげる区市町村の取組を促進する。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
母子保健研修の実施	4回	2回	2回	2回
医療保健政策区市町村補助事業(包括補助)	22か所	28か所	29か所	29か所

先駆型子供家庭支援センター事業 <子供家庭支援区市町村包括補助事業>

○ 地域における児童虐待防止の取組を一層推進するため、従来型の子供家庭支援センターから、児童虐待の予防・見守りの機能を加えた先駆型子供家庭支援センターへの転換を促進する。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
先駆型子供家庭支援センター事業	49区市町 (23区25市1町)	49区市町 (23区25市1町)	51区市町 (23区26市2町)	52区市町 (23区26市3町)

(再掲) 子供家庭支援センター事業

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
子供家庭支援センター事業	58区市町村 (23区26市5町4村)	59区市町村 (23区26市5町5村)	59区市町村 (23区26市5町5村)	60区市町村 (23区26市5町6村)

児童相談所の体制と取組の強化

○ 児童虐待をはじめ困難な問題を抱える家庭をより効果的に支援するため、子供の保護、保護者の支援・指導、家族再統合、アフターケア等の取組や、区市町村や保健所等関係機関との連携を強化していく。

(児童相談所の体制と取組の強化)	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
子供家庭総合センター	・工事契約 ・三機関連携の検討	建設工事着手	・躯体工事、外壁工事、内装工事等を実施	建物竣工、開設
児童相談所の移転改築	・一時保護所の需要推計を検討 ・墨田児童相談所の移転改築(一時相談所併設)、立川児童相談所の移転改築を要求	・墨田児童相談所の移転改築 ・立川児童相談所一時保護所の移転改築実施設計	・墨田児童相談所の移転改築(一時保護所併設)、工事着手 ・立川児童相談所一時保護所の移転改築工事着手	・江東児童相談所竣工(墨田児童相談所の移転改築/一時保護所併設) ・立川児童相談所一時保護所の移転
児童福祉司任用資格認定講習会	講習会の実施	講習会の実施	講習会の実施	講習会の実施
その他	・子供家庭支援センター相談体制調査の実施 ・家族カウンセリング利用6家族・母親グループ利用 ・児童福祉司の定員増159名→172名	-	・児童福祉司の定員増172名→183名	・家族再統合のための援助事業の実施 ・児童心理司の定員増54名→65名

目標4 項目② 社会的養護を必要とする子供への取組

○取組の背景・課題：近年の児童虐待相談件数等の増加に伴う逼迫した入所状況や、施設の老朽化に対応するため、一時保護所や児童養護施設等の整備を計画的に進める必要がある。また、「ほっとファミリー」やグループホームといった「家庭的養護」の拡充を引き続き拡充を図っていく必要がある。施設機能については、それぞれの子供のケアニーズに適切に対応するため、少人数の養育単位での手厚いケアや心理的側面に着目した治療的な養育環境の拡充が必要となっている。被虐待児童や発達障害の可能性のある児童など、多様なニーズにこたえていく必要があるが、施設職員の育成研修について、従来のカリキュラムでは不十分である、施設ごとの研修内容にばらつきがあるなどの課題がある。

○取組概要：児童養護施設や一時保護所の整備、虐待を受けた子供のケアを行う小規模グループケアの設置拡大、専門機能強化型児童養護施設の拡充を図るとともに、施設等が実施する人材育成のレベルアップを支援する。被虐待児童に対して、生活支援を基盤に教育・治療を一体的に提供する「新たな治療的ケア施設」の検討も進めていく。また、高校中退や離職等で、再度高等学校への就学等を目指す児童に対し、生活指導、就学指導を行う「再チャレンジホーム」や、同じ悩みを抱えるものが集う「ふらっとホーム」を提供する。更に、被措置児童等虐待の届出・通告事案については、引き続き、関係機関と連携しながら迅速な対応を行う。

(1) 家庭的養護の推進

- 養育家庭委託を進めるために、児童相談所による定期的な訪問をはじめ、家庭のニーズに応じたきめ細かな支援を、民間団体等と連携を図りながら実施
- 乳児委託を希望する養育家庭向けの研修を実施するとともに、乳児院入所児童について、早期からの養育家庭支援を積極的に推進
- グループホームを3か所以上設置する児童養護施設について、助言指導等を行う支援員を配置し、安定的運営を支援するなど、引き続き設置を促進

(2) 施設機能の強化

- 虐待を受けた子供等に対するケアを充実するため、専門的・個別的ケアを行う「専門機能強化型児童養護施設」を拡充
- 多様なケアニーズへの対応力を強化するため、児童養護施設等の職員の研修カリキュラムや人材育成モデルを構築し、施設が実施する人材育成を支援
- 虐待による重篤な情緒・行動上の問題を有する子供のケアを行う「新たな治療的ケア施設」について検討

■社会的養護の整備目標

	平成21年度	平成26年度
入所児童数	3,933人	4,021人
受入枠	4,111人	4,150人
家庭的養護	1,076人(27%)	1,410人(35%)
養育家庭及びファミリーホーム	388人	470人
グループホーム	688人	940人
小規模グループケア実施	70%	100%
基幹的職員配置	78%	100%

※平成21年度の入所児童数及び受入枠数は平成22年2月1日現在（養育家庭委託児童は平成21年12月末現在）

■主な事業の実施状況

養育家庭等の拡充

○養育家庭でより多くの児童が育まれるよう、普及啓発や養育家庭への支援を充実する。また、乳児期からの委託を促進する。養育者の住居において、5人又は6人の子供を養育する小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を着実に実施する。

26年度目標：社会的養護に占める家庭的養護の割合 35%

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
委託児童数	343人(養育家庭委託児童数343人、専門養育家庭委託児童数0人)	366人(養育家庭委託児童数365人、専門養育家庭委託児童数1人)	351人(養育家庭委託児童数350人、専門養育家庭委託児童数1人)	354人(養育家庭委託児童数352人、専門養育家庭委託児童数2人)
ファミリーホーム委託児童	46人	47人	55人	71人
社会的養護に対する家庭的養護の割合	27.6%	28.7%	29.6%	30.4%

養護児童グループホームの設置促進

○児童養護施設が地域の住宅を活用し家庭的な環境で養護を行うグループホームについて、引き続き設置を進める。3か所以上のグループホームを設置する施設について、各グループホームへの助言・指導等を行うグループホーム支援員を配置するなど、安定的運営を支援する。

26年度目標：社会的養護に占める家庭的養護の割合 35%

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
施設分園型	62か所、376人	59か所、358人	59か所、358人	60か所、364人
地域小規模型	46か所、276人	52か所、312人	54か所、324人	56か所、336人
グループケア地域型	8か所、48人	9か所、54人	12か所、72人	13か所、78人
社会的養護に対する家庭的養護の割合	27.6%	28.7%	29.6%	30.4%

(参考)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
社会的養護入所等児童数	3,950人 (平成22年3月1日現在)	3,961人 (平成23年3月1日現在)	3,925人 (平成24年3月1日現在)	3,960人 (平成25年3月1日)
小規模グループケア実施率	70%	81%	85%	85%

児童養護施設等の人材育成

○多様化するケアニーズへの対応力を強化するため、研修カリキュラムや人材育成モデルを構築し、施設等が実施する人材育成のレベルアップを支援する。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
人材育成研修カリキュラム	開発および試行研修の実施	開発および試行研修の実施	策定及び試行研修の実施	—
基幹的職員研修	研修実施	研修実施	研修実施	研修実施

目標4 項目③ ひとり親家庭の自立支援

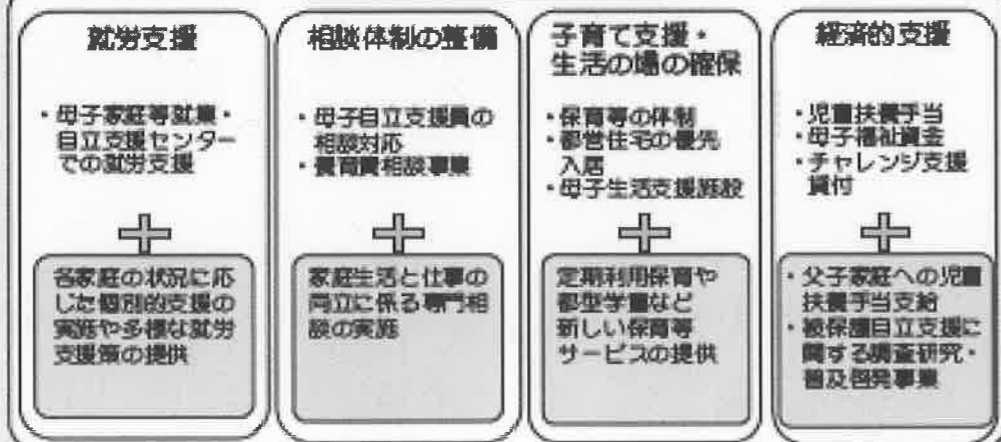
○取組の背景・課題：都内のひとり親家庭は、増加傾向にある。ひとり親家庭は就労している割合は高いものの、母子家庭では非正規雇用の割合が高いため、収入が不安定なものとなっている。また、未婚・非婚のひとり親家庭が増加するとともに、ひとり親家庭となる年齢が低下傾向にあり、子供の養育など生活全般への支援の重要性が高まっている。

○取組概要：ひとり親家庭の安定した就労に向けて、母子家庭就業・自立支援センターや地域の母子自立支援員などの支援を引き続き行うとともに、就業につながるスキルや資格を得るための支援を強化する。また、養育費相談事業等の普及啓発の強化、質の向上に努め、ひとり親が身近な地域で気軽に相談できる体制を構築していく。母子生活支援施設については、入所者の抱える課題に応じ、きめ細かな支援を行うことができる方策を検討していく。

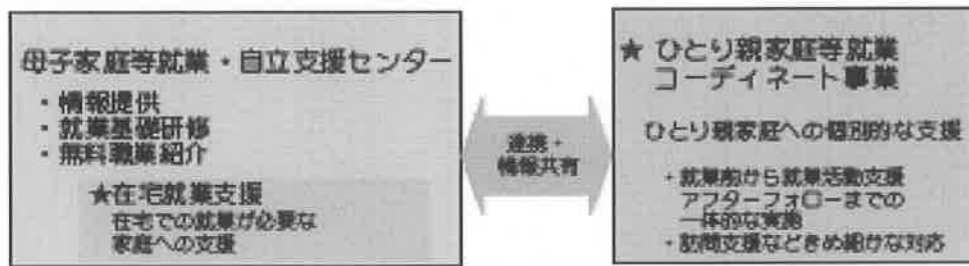
自立支援に向けた4つの視点

- | | |
|------------------------|-------------------|
| 1 各家庭の状況に応じた自立目標に向けた支援 | 2 母子家庭・父子家庭双方への支援 |
| 3 子供の健全育成と将来の自立に向けた支援 | 4 地域の関係機関の連携強化 |

自立支援の4つの施策分野



就労支援の今後の取組



それぞれの家庭に応じた職業選択の幅の拡大
ひとり親家庭の雇用に取り組み企業開拓の促進

■主な事業の実施状況

母子家庭等就業・自立支援センターによる就業の支援等

○ひとり親家庭の就業による自立を支援するため、母子家庭等就業・自立支援センターが、無料職業紹介所の許可を取得して就職情報の提供等を行うほか、ひとり親家庭の自立促進講習会や相談指導者研修会を実施する。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
就業相談件数	2,119件	2,325件	3,005件	2,614件
生活相談件数	795件	847件	2,187件	1,795件
養育費相談				
	電話相談	—	350件	431件
	専門相談	—	200件	210件
母子家庭及び寡婦自立促進講習会				
	パソコン講習会	10回	10回	10回
	受講者数	177人	186人	177人
母子家庭相談指導者研修会				
	実施回数	5回	5回	5回
	受講者数	187人	167人	201人
面会交流支援	—	—	—	538件

※生活相談については、平成23年度からひとり親家庭等電話相談事業を包含し、対応を通年化

(参考)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
ひとり親家庭等電話相談事業	1,094件	1,028件	母子家庭等就業・自立支援センター事業に包含	
養育費相談				
	電話相談	380件	301件	
	専門相談	135件	194件	

ひとり親家庭等就業コーディネート事業

○ひとり親家庭に対して、就職準備から就業後のアフターケアまで、個別的な支援を行う。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
ひとり親家庭等就業コーディネート事業	—	相談件数663人 就業人数104人	相談件数447人 就業人数84人	相談件数546人 就業人数85人

ひとり親家庭等在宅就業支援事業

○ひとり親家庭等に対して、在宅就業を行うための研修や相談支援を行う他在宅就業を行う企業の開拓などを行う。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
ひとり親家庭等在宅就業支援事業	—	受講生60人(第1期生)	受講生180人(第1期生 ～第3期生各60人)	受講生240人(第1期生 ～第4期生各60人)

ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業

○家事や育児等の日常生活を営むのに著しく支障をきたしているひとり親家庭に対し、一定の期間、家事や育児などを行うホームヘルパーを派遣する区市町村を支援する。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業	26市	26市	26市	26市

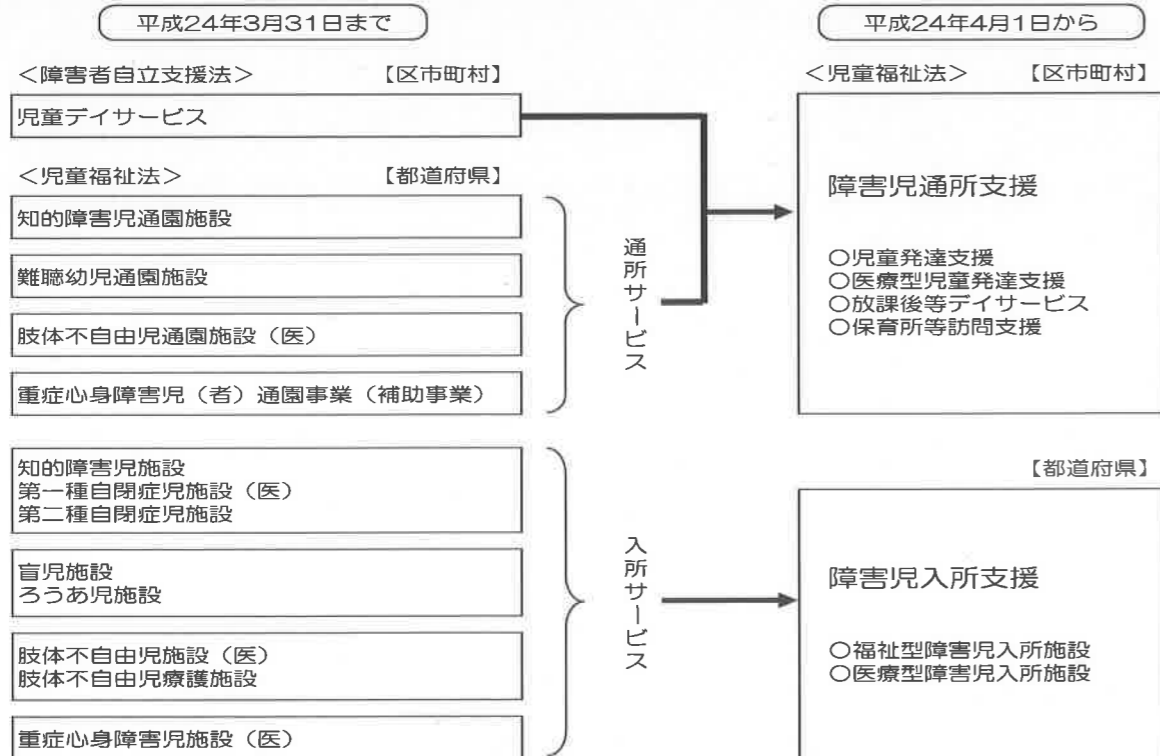
目標4 項目④ 障害児施策の充実

- 取組の背景・課題：障害のある子供及びその保護者が住みなれた地域で安心して生活していくためには、子供の成長段階や個々の障害の事情に即したきめ細かな相談対応や支援が必要である。また、将来社会的に自立できる力や、地域の一員として生きていく力を育む必要がある。障害のある子供の保護者からは、放課後や夏季休業期間の子供の居場所の確保や仕事と子育ての両立、レスパイト支援等が求められている。
- 取組概要：発達障害を含む障害のある子供一人ひとりが、身近な地域で安心して生活できるよう、行政・学校・療育機関等が連携し、そのニーズに応じた適切な支援を行う。また、障害のある子供の放課後の居場所づくりや、保護者のレスパイト支援として、児童デイサービスやショートステイ等在宅サービスの拡充を図る。将来社会的に自立し、地域の一員として生きていくことができる力を養うことを目指し、新たなタイプの学校を含めた特別支援学校における教育内容の充実を図る。

障害児支援の強化（児童福祉法の一部改正）

児童福祉法の改正により、平成24年4月から、障害児施設及びサービスが障害児通所支援・入所支援に一元化されるとともに、通所サービスの実施主体が身近な区市町村へ移行

- 障害児施設の一元化
- 障害児通所支援の実施主体を区市町村へ移行
- 放課後等デイサービス、保育所等訪問支援の創設
- 在園期間の延長措置の見直し



■主な事業の実施状況

ショートステイ事業

○保護者等の事情により一時的に介護を行うことが困難になった場合など必要なときに、障害児(者)が短期間、施設に入所して必要な支援を受ける。

		平成22年4月現在	平成23年4月現在	平成24年4月現在	平成25年4月現在
ショートステイ事業	事業者数	162か所(うち児童 77か所)	183か所(うち児童 86か所)	193か所(うち児童 89か所)	210か所(うち児童 93か所)
	定員数	658名(うち児童 339名)	718名(うち児童 362名)	762名(うち児童 396名)	824名(うち児童 435名)

児童発達支援事業・放課後等デイサービス(旧児童デイサービス事業)

○障害児が日常生活における基本的動作を習得し、集団生活に適應することができるよう、指導及び訓練を行う。

	平成22年4月現在	平成23年4月現在	平成24年4月現在	平成25年4月現在
旧児童デイサービス事業	64か所	85か所	114か所	○児童発達支援事業所 122か所 ○放課後等デイサービス事業所 216か所

発達障害児等への支援の充実

○区市町村におけるモデル事業の成果の普及を図るとともに、支援機関に従事する専門的人材の育成等を行う。また、発達障害児(者)及びその家族からの相談に応じ、適切な指導又は助言を行うとともに、関係施設との連携強化等により、発達障害児(者)に対する地域における総合的な支援体制の整備を推進する。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
発達障害者支援体制整備推進事業	モデル事業の実施	21区市で実施	31区市で実施	33区市で実施
発達障害者支援センター運営事業	相談支援 2,939件、 発達支援 29件、就労支援 513件	相談支援 3,556件、 発達支援 41件、就労支援 391件	相談支援 3,908件、 発達支援 30件、就労支援 686件	相談支援 3,671件、 発達支援 30件、就労支援 610件

重症心身障害児(者)への支援の充実

○訪問看護及び訪問健診に加えて、NICU等入院している重症心身障害児が円滑に在宅生活に移行できるよう早期支援を行う。また、訪問看護師に対する研修や、関係機関との連携会議の開催等により支援の充実を図る。濃厚な医療ケアを必要とする超重症児等の受入を促進するため、施設に対し、受入促進員の配置の支援を行う。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
重症心身障害児在宅療育支援事業(訪問事業等)		訪問看護: 10,947件等	訪問看護: 10,358件等	訪問看護: 11,287件等
短期入所受入促進員	在宅重症心身障害児(者)訪問看護 実人員: 437人、延人員: 12,259人	4施設 (利用者数: 5,411人)	4施設 (利用者数: 5,595人)	5施設 (利用者数: 7,836人)
通所受入促進員		5施設 (利用者数: 13,051人)	5施設 (利用者数: 13,974人)	5施設 (利用者数: 14,642人)

知的障害が軽い生徒等を対象とした特別支援学校高等部の設置

○知的障害が軽い生徒等を対象として、将来の職業的自立に向けた専門的な教育を行う特別支援学校高等部を設置

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
永福学園	知的障害教育部門 第1期卒業生輩出 (平成22年3月)	知的障害教育部門 第2期卒業生輩出 (平成23年3月)	知的障害教育部門 第3期卒業生輩出 (平成24年3月)	知的障害教育部門 第4期卒業生輩出 (平成25年3月)
青峰学園	開校		知的障害教育部門 第1期卒業生輩出 (平成24年3月)	知的障害教育部門 第2期卒業生輩出 (平成25年3月)
南大沢学園	開設準備室設置、増築・改修工事	開校		知的障害教育部門 第1期卒業生輩出 (平成25年3月)
その他			知的障害が軽い生徒等を対象とした 高等部職業学科の検討	知的障害が軽い生徒等を対象とした 高等部職業学科の検討

目標5 項目①② 子供の安全と安心を確保し、子育てを支援する環境づくり その1

○取組の背景・課題：子供たちが犯罪の被害者になる事件が注目を集める一方、子供が加害者となる犯罪件数も増加している。近年、インターネット上には様々な有害情報が氾濫し、子供達は危険にさらされているが、その情報の規制や監視手段の整備が十分でなく、保護者等の知識も不十分なため、子供達の安全に目が行き届いていない現状がある。また、家庭内で発生する不慮の事故を予防するための意識啓発・情報提供は、引き続き重要な課題である。

○取組概要：学校と家庭や地域社会、関係諸機関との連携を強化し、子供達を犯罪や有害な環境から守り、非行防止の活動に社会全体で取り組む。また、携帯電話やパソコンを利用する際のルール作りの推進、トラブルに巻き込まれた場合の対処方法に関する情報提供、インターネット等の適正な利用に関する啓発指導を行う。更に、覚せい剤、大麻、脱法ドラッグ等の蔓延に対する生徒・保護者への呼びかけに取り組む。

◆インターネット利用環境の整備

○東京都、各家庭、地域、関係諸機関が連携して、インターネット上の有害な情報の氾濫から子供を守る取組を進めていきます。

- <対象事業 例>
- ネット・ケータイヘルプデスクの運営
 - インターネット利用環境の整備
 - ネット監視業務

◆薬物乱用防止対策

○覚せい剤、大麻、脱法ドラッグ等の蔓延に対し監視指導を強化するとともに、学校経由で生徒・保護者への呼びかけを進めます。
○「買わない」、「使わない」意識を浸透させるため、青少年を中心とした普及啓発活動を進めます。

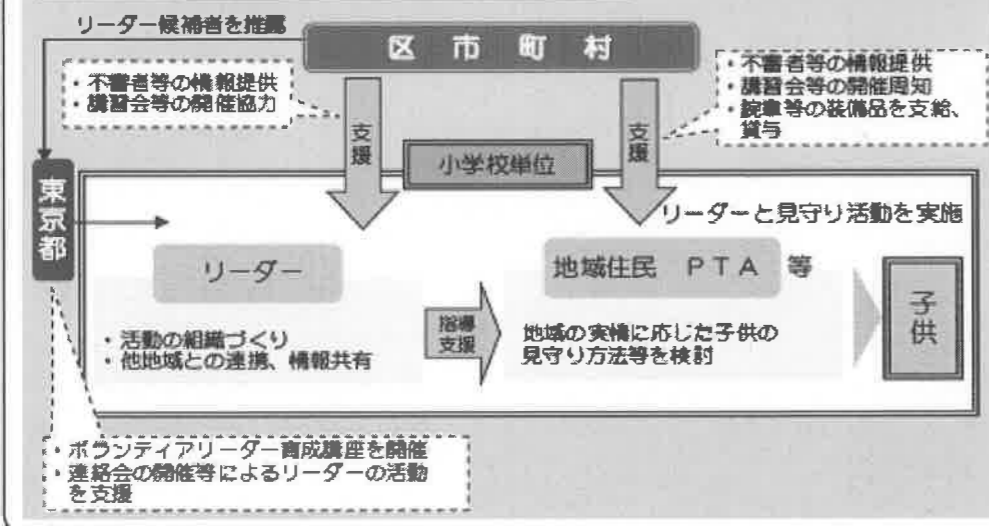
- <対象事業 例>
- 流通・使用実態調査、有害製品の排除
 - 薬物乱用防止教室
 - 有職・無職少年を視野に入れた啓発

◆非行防止・犯罪被害防止

○東京都、各家庭、地域、関係諸機関が連携して、子供達を犯罪から守るとともに、非行防止の活動に社会全体で取り組みます。

- <対象事業 例>
- 防犯教室
 - セーフティ教室
 - 子ども見守りボランティアリーダー養成講座
(※子供の安全確保対策推進事業の一環)
 - 学校における安全教育

【子供の安全確保対策の推進事業イメージ図】



■主な事業の実施状況

地域安全マップづくり推進事業

○子供自身の犯罪被害防止能力を高める手法の一つとして「地域安全マップづくり」を都内の全小学校で実施する仕組みを構築し、一層の推進を図る。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
地域安全マップ専科	4回(豊島区、八王子市、板橋区、足立区)	4回(八王子市、文京区、板橋区、墨田区)	4回(渋谷区、港区、立川市、文京区)	4回(立川市、渋谷区、新宿区、多摩市)
マップ研修会(教員向け)	2回	2回	2回	2回
公開モデル授業	3回	4回	5回	3回
地域安全マップ作製指導員の派遣	30件、41人	27件、43人	24件、26人	17件、19人
その他	-	指導マニュアル60,000部作成、DVD2,000枚作成	-	-

子供見守りボランティアリーダー育成講座の実施

○子供を見守るボランティア活動のリーダーを育成し、地域における活動の一層の推進を図る(平成24年度事業終了)。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
子供見守りボランティアリーダー育成講座の実施	-	全8日間実施 63人受講、55人修了	前期:全8日間実施 51人受講、33人修了 後期:全6日間実施 68人受講、60人修了	前期:全6日間実施 49人受講、44人修了 後期:延べ9日間実施 78人受講、66人修了
講座の内容をまとめたハンドブック/講座修了者の活動や都内の子供見守り活動のモデル的な取組をまとめた事例集	-	ハンドブック 60,000冊作成・配布	事例集 40,000冊作成・配付	事例集 18,000冊作成・配付

「子ども110番の家」活動の支援

○子供を犯罪から守り安全を確保するために、「子ども110番の家」(住宅・店舗、車両)活動を充実する。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
「子ども110番の家」活動の支援	「子ども110番の家」活動マニュアルの作成 新規活動団体、企業等に対する活動指導	「子ども110番の家」活動マニュアルの作成 新規活動団体、企業等に対する活動指導	自治体・地域ボランティアとの連携による「子ども110番の家」活動の支援	自治体・地域ボランティアとの連携による「子ども110番の家」活動の支援

学校における安全教育の推進

○幼児・児童・生徒が身に付ける「必ず指導する基本的事項」を具体的に示し、「生活安全」「交通安全」「災害安全」の3領域を総合的に扱った「安全教育プログラム」を、安全教育推進校をはじめ、都内の全公立学校で児童・生徒の発達段階に応じた年間指導計画に沿って実践し、幼児・児童・生徒に危険を予測し回避する能力と、他者や社会の安全に貢献できる資質・能力を育成していく。

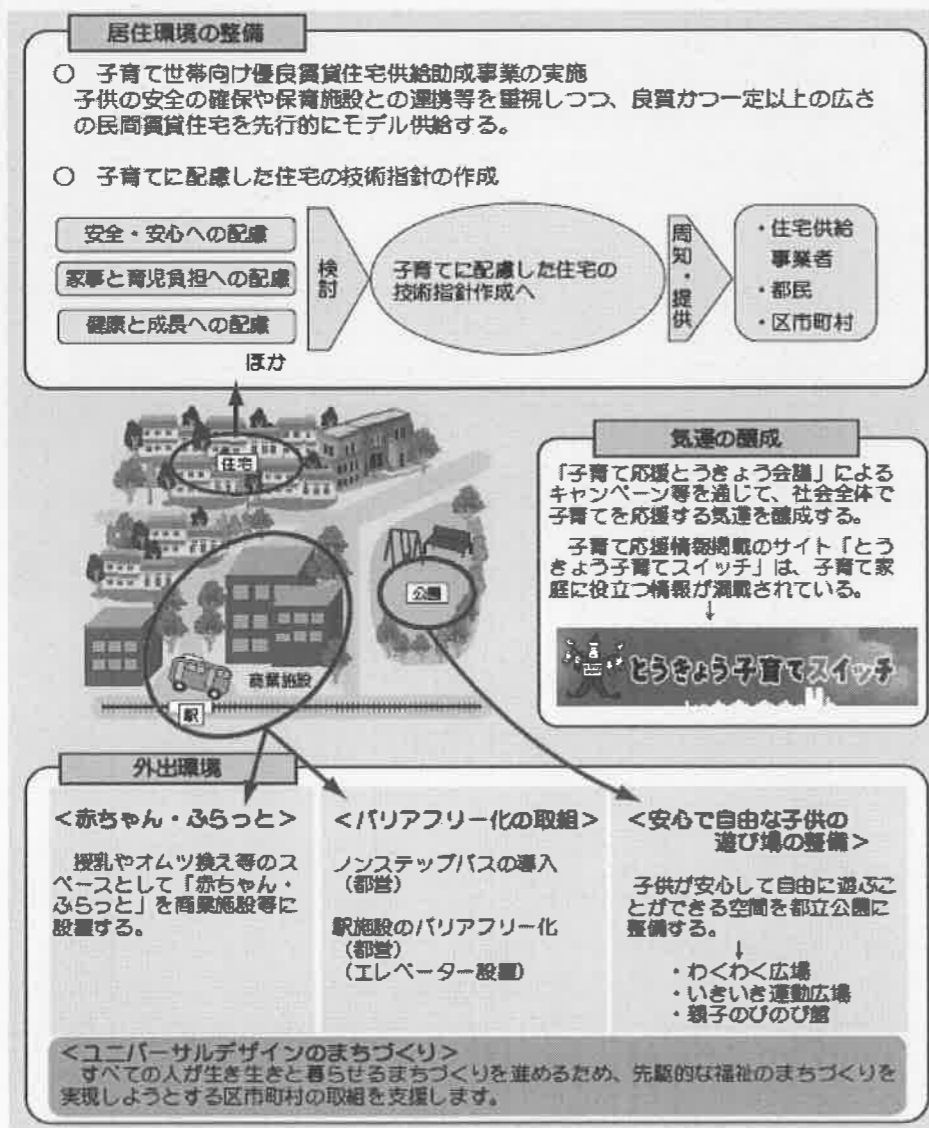
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
安全教育プログラム	都内公立学校全教職員に配布(平成22年3月)68,000部	都内公立学校全教職員に配布(平成23年3月)66,000部	都内公立学校全教職員に配布(平成24年3月)66,000部	都内公立学校全教職員に配布(平成25年3月)66,000部
安全教育推進校	12校(幼1、小・中各3、高4、特支1)	12校(幼1、小・中各3、高4、特支1)	12校(幼1、小・中各3、高4、特支1)	12校(幼1、小・中各3、高4、特支1)
「安全教育プログラム」に沿った実践の公開及び資料作成	実施	実施	実施	実施

目標5 項目③④ 子供の安全と安心を確保し、子育てを支援する環境づくり その2

○取組の背景・課題：子育てしやすい環境を整備する上で、子育てに適した良質な住環境の整備、子供を安心して育てられる住まいの確保などを進めることが必要となっている。また、鉄道の駅、商業施設等においては、建物のバリアフリー化、授乳やおむつ換えができる「赤ちゃん・ふらっと」の整備、おむつ交換台の設置等、インフラ整備の側面での改善が前記目標にほぼ到達するなど、着実に取組が進んでいるものの、ベビーカーに対する周囲の無関心な反応や、マタニティマークの認知度の低さなど、意識面ではまだ浸透不足の側面がある。子育ての当事者とその周囲の者が互いの立場を思いやり、助け合うことが自然な行動となるよう、社会全体の気運の醸成が引き続き課題となっている。

○取組概要：「子育てに配慮した住宅の技術指針」の作成・普及、子育てに配慮した住宅供給の誘導、公的住宅の建て替えによる子育て支援施設等の整備、及び公的住宅における子育て世帯に対する入居機会の拡大などを推進する。また、安全な子育て環境整備のため、子供連れでも安心して外出できることを目指し、ユニバーサルデザインの視点に立った福祉のまちづくりの取組を継続していく。さらに、安全で安心なベビーカー利用に関するキャンペーンのように、子育てを支援する社会全体の気運の醸成と、子育て当事者と周囲の者の双方への理解促進となる活動を継続していく。

- (1) 良質な住宅と居住環境の確保
- (2) 子育てを楽しむ環境整備
- (3) 子育てを楽しむ気運醸成



■主な事業の実施状況

若年ファミリー世帯への入居機会の拡大

○入居期限を10年以内とする期限付きの入居募集方式である「都営住宅定期使用住宅募集」や一般募集とは別枠で行う「都営住宅ファミリー向け募集」を通して、若年ファミリー世帯の入居の機会を拡大する。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
若年ファミリー世帯向け期限付入居制度【募集戸数】	940戸	1,240戸	1,450戸	1,390戸
若年ファミリー世帯向け募集(期限なし)【募集戸数】	50戸	50戸	45戸	50戸

子育て世帯向け優良賃貸住宅供給助成事業

○子供の安全の確保や保育施設との連携等に配慮した子育て世帯向けの優良な賃貸住宅を平成22年度から3年間モデル的に供給するとともに、その成果を踏まえ、区市町村を主体とした供給、あるいは民間市場における供給拡大等を促進する。

平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
-	○第1回募集(平成22年度) 実績 1事業2戸	○第2回募集(平成23年度) 実績 3事業46戸	○第3回募集(平成24年度) 実績 2事業40戸

26年度目標:20~22年度 各年度200箇所

子育て家庭の外出環境の整備「赤ちゃん・ふらっと」

○保育所、児童館、公民館、図書館及びその他不特定多数の者が利用する施設等において、授乳及びおむつ替え等のための施設設備の設置を促進し、乳幼児を持つ親が安心して外出を楽しめる環境を整備する。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
子育て家庭の外出環境の整備「赤ちゃん・ふらっと」【か所数】	495か所(計581か所)	234か所(計815か所)	199か所(計1,014か所)	115か所(計1,129か所)

安心して自由な子供の遊び場の整備

○子供が安心して自由に遊べる場を都立公園に整備する。

平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
-	「わくわく広場」 2公園(城北中央公園、小金井公園) 整備 「いきいき運動広場」「親子のびのび館」 計画作成委託完了	「わくわく広場」整備 5公園(戸山公園、砧公園、東綾瀬公園、葛西臨海公園、府中の森公園) 「いきいき運動広場」 2公園(赤塚公園、篠崎公園)	「わくわく広場」整備 1公園(東村山中央公園) 「いきいき運動広場」 1公園(東村山中央公園) 「親子のびのび館」 1公園(武蔵野の森公園)

ユニバーサルデザイン整備促進事業

○地域において、すべての人が生き生きと暮らせるまちづくりを進めるため、福祉のまちづくりに関する新たな課題に取り組み、先駆的な福祉のまちづくりを実現しようとする区市町村の取組を支援する。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
ユニバーサルデザイン福祉のまちづくり事業	継続地区:8地区 新規指定地区:3地区	継続地区:5地区 新規指定地区:2地区	継続地区:5地区 新規指定地区:3地区	継続地区:5地区
とうきょうトイレ整備事業	5区4市17地区指定	6区1市10地区指定	4区4市17地区指定	2区1市4地区指定

子育て応援とうきょう会議の運営

○行政だけでなく、多様な団体等の参画により、社会全体で子育てを支える気運を醸成し、「子育て環境日本一」を実現するため、以下のような事業を展開する。

- ・「子供未来とうきょうメッセ」の開催(平成22~24年度)
 - ・「鉄道での安全なベビーカー利用に関するキャンペーン」等、民間事業者等と協働して子育てを支援する気運の醸成に向けたキャンペーン等を実施(平成20年度~)
 - ・協働会員の募集(平成24年度末登録団体 166団体)
- など